

平成 30 年度公立大学法人長野県立大学の 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、次のとおり方針を定める。

2 調達目標

予算の適正な使用並びに透明性の確保及び適正履行の確保に留意しつつ、この方針の趣旨に沿うために、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

3 障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する事項

(1) 対象となる施設等

法第 2 条第 4 項の障がい者就労施設等を対象とする。

(2) 調達を推進する物品等

事務用品、印刷、情報処理等、障がい者就労施設等が受注可能なものとする。

(3) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（障がい者支援施設への随意契約）の趣旨を積極的に活用する。

4 調達実績の公表

本方針に基づく物品等の調達については、会計年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、法人のウェブサイトへの掲載により公表する。